

Traditional Water Use System at Rural Region in Japan (second Report)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23282

農業水利慣行と生活空間（第2報）*

五味 武臣・山口 守人**

はじめに

第1報において、筆者らは、中新田が農業水利慣行を介した社会集団を主軸に「村域の機能的統一」をはかり、「地表面」の秩序化を試みる際の最小単位の「地理的空間」としても、永きに亘って存続してきたが、「昭和42年開田規約」の発効以降、その最小単位としての性格を自壊させ始めている現況を報告した¹⁾。本報では、耕地を介しての地域的紐帯であった農村社会に、「面接的に結合しない要素」が加わって、「生活空間」としての農村社会の機能的統一が損われていく実態を報告し、併せて、その内生的要因ならびに外生的要因についても検討を加えることを目的とした。したがって、既報と若干重複するが、行論の必要から、中新田における農業水利慣行の変質の結果を、用水利用と管理運営とに分けてここに要約しておく。

用水利用の面からは、昭和10年代頃より慣行の変更、すなわち、開田規約の一部変更に端的に示される用水利用上の変化が生じ始め、とくに昭和30年代後半からは集落を単位とする規約の拘束性の弱화가顕著となり、さらに、昭和40年代に至って従来からの農業水利に関する申合せ（慣行）がまったく空文化するといった変容をたどっていることが明らかにされた。

具体的な農業水利の管理運営の面でも、上述の時期を境としていくつかの変化がみられる。すなわち、用水路保全や用水確保を目的とした堰浚い・水番の実施方法、水田作業に対する集落内での規制の在り方の変化である。

堰浚い・水番に関しては、1919年（大正8）

の区制に

「区内ノ堰ハ、各戸出払いニテ、修繕ノコト」

「揚口水番ハ八十八夜ヨリ秋彼岸迄^マ、番夫遣シ置可、且又期限外ト雖モ、飲用水^マ不足スル時ハ、立場川本流ヲ切引揚来リ、且又番夫置可の例ナリ」

と堰浚いや水番への出役が集落内構成員（以下区民と称す）全員（各家が単位となっている）に水田所有面積にかかわらず課せられていた。これが昭和10年代前半頃から「請負制」が導入され始め²⁾、さらに、1955年（昭和30）以降「出不足払い」³⁾が認められている。これが昭和40年代になると、これらの労力提供は水利委員だけの出役となり、この日当が水利費⁴⁾から支払われるよう変更された。

水田作業に対する集落内での規制の在り方は、主として春先の水田作業に関連したものが多く、各1枚ごとの水田への入水期日を指定する「札立」、渇水の際に行われる「番水」などがあり、さらに、高冷地特有の冷害対策として田植期日を指定する「苗止」、収穫期日を指定する「鎌止」がある。これらの作業の期日・規制の程度の決定は、「用水河川ハ、区長及ビ汐総代（水利委員の前身）ニオイテ、右ノ項習慣法ニヨリ、尚将来ノ利益ヲハカリ、処理スルモノトス」とあり、右の項には、

「一、市之瀬修繕法、八十八夜氷解ヲ見届け、関係者へ通牒シ修繕ヲナスベキ事」

「一、立場堰ハ毎年八十八夜十日前マデニ修繕スベキ事」

「一、原堰ハ字三ツ俣ヨリ菖蒲沢分口マデ、

* 昭和52年9月12日受理

** 熊本大学教養部地理学教室

第1表 作業期日及び番水の実施

年次	事項	期日	規制内容	番水
1905 (明治38)	鎌止	11月5日		
1914 (大正3)	苗止	6月16日		
1917 (" 6)	苗止	6月15日	役員巡回	
1924 (" 13)	苗止	6月14日		8月23日より
1929 (昭和4)	委託苗代			
1931 (" 6)	苗止	6月16日		
1935 (" 10)	苗止	6月15日		
1937 (" 12)	苗止	6月13日	役員巡回	5月中、7—8月
1939 (" 14)	札立	5月10日	3日早める	
1940 (" 15)	苗止	6月10日	札立延期	
1941 (" 16)	入水期日		3日早める	
1942 (" 17)				7月—8月4日 8月5日より優先水かけ
1945 (" 20)	植付制限		早乙女の 強制徴収	
1951 (" 26)	苗止	6月3日		
1954 (" 29)	苗止			
1956 (" 31)	苗止			8月17日より
1958 (" 33)	札立		2日早める	
1962 (" 37)	苗止			
1964 (" 39)				6月3日より

資料 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」による

1945年の規制は稲苗獲得のため諏訪市方面へ田植に出た。

コレヲ市之瀬堰修繕前ニ見立ヲナシ、修繕ノ事」

「一、稲苗ノ不良ニ注意シ、マタ取入ニツイテモ注意ナス事」(大正8年区制より)

とあるように、近世以降の慣行として区長・水利委員によってなされ、区民のすべてを拘束するものであった。この諸作業の指定状況をみたものが第1表に示される。同表によると、各作業期日ともに昭和10年代からしだいに早められている。さらに、苗止・番水の実施はともにその年の気象によって規制の程度に差を生じるとはいえ、苗止については集落を単位とする規制⁹⁾の拘束力がしだいに弱まりつつあった。すなわち、1956年以降は注意が喚起されるにとどまり、具体的な期日指定はみられなくなった。一方で、番水は集落全体の用水補給をめざす北溜池(1937年築造)、南溜池(1950年築造)の築造によって、用水不足解消の手段として強化されている。しかし、番水が実施されると役員以外の者は配水路はもちろん各自の水田にさえも

手をふれることができなかったものが、1945年(昭和20)以後にはこのような役員巡回の規制はなくなり、上流より順次灌水する方法がとられるように変更されている。

I 耕地の拡大とその利用状況の変化

中新田における近世期の耕地面積をみると、1604年(慶長9)の村立てより50年を経た1654年(承応3)には、水田8.7町歩、畑109.6町歩であった。戸数が63戸であったので1戸平均水田1.4反歩、畑17.4反歩で農業生産を行っていたことになる⁷⁾。それが、その後80年たった1731年(享保16)には、水田11.6町歩、畑55.2町歩となっている⁸⁾。この80年間に水田が2.9町歩増加し、畑は54.4町歩の減少をみている。さらに、1800年(享和元)には、水田18.9町歩、畑40.2町歩で、この70年間には7.3町歩の水田が増加し、畑は10町歩減少している。同年には戸数44戸であったので1戸平均水田4.3反歩、畑9.1反歩で農業生産を行っていた

ことになる⁹⁾。また、この1800年代には「畑直」,
「新切畑直切次」など畑から水田への転換の記録¹⁰⁾が1777年(安永6)をはじめとして多数残されている。

このように、近世期における中新田の農業はまず畑を開き、その後、水の確保をもととして開田と稲作を中心とした農業に移行しているといえるが、「上納品」に現われた産物からみると、

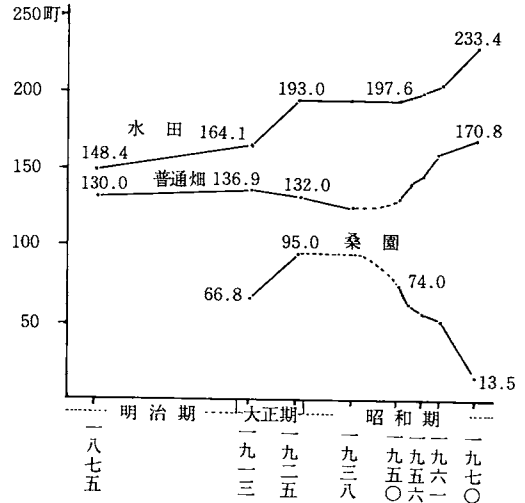
- 一、米 拾八俵
- 一、大豆 百六拾四俵
- 一、蕎麦 油荏之儀者先格之通御上納可仕候以上

明和八年卯年九月二十五日

とある¹¹⁾ように、畑作物が大部分をしめていた。

明治期に入ってもこの開田と稲作を中心とする傾向は続いており、1875年(明治8)には、水田が148町歩(水田率39.0%)で、1戸平均水田7.8反歩、畑6.8反歩の耕地を所有(総戸数190戸)している。田荒地はほとんどみられない(6畝歩)が、畑荒地・畑林地成は89.5町歩(23.5%)にも及んでいる¹²⁾。この数字からも水田経営に力をいれていることが理解される。また、1879年(明治12)の原村全体の主な物産をみると¹³⁾、米(4402石)、大豆(130石)、稗(1253石)、蕎麦(223石)などとなっており、そのほとんどが「自用に供」されている。

1875年以降の耕地面積の変化は、第1図に示されている。同図によると、水田は明治期に漸増を続け、大正期には29町歩弱の増加をみ、1955年(昭和30)まではほとんど増加がみられないが、1955年以降に急激な増加をみている。普通畑は明治期に漸増したが、大正期以降には減少し、1950年(昭和25)以降再び増加している。これに対して、桑園は大正期に急増し、1945年頃まで横ばい状態を続け、それ以降急激に減少したことがわかる。耕地面積の増減からみた集落の農業は、近世期から明治中期までの稲作の外延的拡大をめざす開田をもととした農業期(第1期)、明治後期から1945年までの稲作と



第1図 明治以降の中新田の耕地の増加

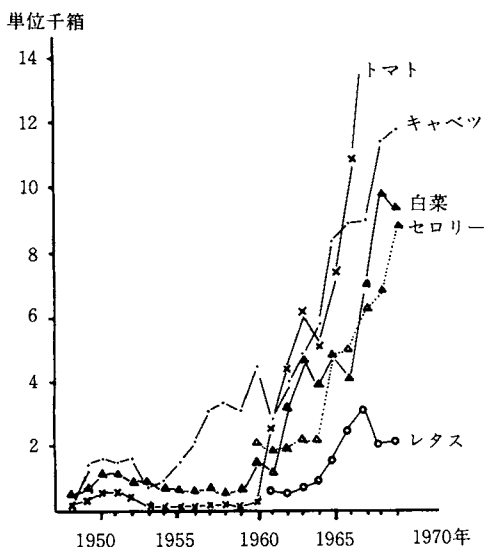
資料 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」による

養蚕を主体とするいわゆる「米桑農業」期(第2期)と昭和30年代以降の稲作・普通畑を利用した野菜栽培・酪農を組合せた農業期(第3期)とに分けることができ、農産物的には以下のような状況が窺い知れる。

第1期の農業生産物の主なものは、米、大豆、蕎麦、稗であったようである。この点資料をもって明らかにしえないが、中新田年代記の物価の項をみると、米相場については1880年(明治13)より記載があり¹⁴⁾、その後20年たった1900年(明治33)より藪価が加えられている¹⁵⁾。明治以降、中央高地には蚕糸業が著しい発展をみせ、農村地域には急速な商品経済の浸透がみられ¹⁶⁾、中新田においても例外ではなかったことを意味し、第2期への移行が日本資本主義の展開と深くかわりあっていることを知る。

養蚕の全盛期といわれる大正期には、中新田の総戸数280戸の85%にあたる239戸(1921年)が養蚕を行っている¹⁷⁾。さらに1891年(明治24)より深山地区(御料林地)の拝借開墾が始まり、これが1915年(大正4)に個人分割されたこともあって、開田、開畑(桑園)が進展している。しかし、1934年(昭和9)ころになると、藪価が下がり、養蚕も不況を呈するよう

になり、養蚕不況対策事業として桑株の抜きとりから普通畑への転換が奨励¹⁸⁾され、野菜栽培が試験的になされるようになってきた。一方で、大正期から昭和期においては、稲作の技術的改良がはかられ、1929年(昭和4)には、春先に原村よりはるかに温暖な甲府盆地の農家に委託して育苗を行う「委託苗代」が出現し、さらに、昭和20年代には「保温折衷苗代」が、昭和30年代には「ビニール苗代」が普及して、田植時期が早められるとともに、晩生多収品種が導入されている。また、施肥については、従来の刈敷に加えて、1935年(昭和10)頃より大豆かすなどの金肥や硫酸・過磷酸などの化学肥料の水田への投入がはかられている。この稲作の技術的改良によって水稻の生産力がしだいに増加し、反当収量が2石を越えたのは1941年(昭和16)以降であり、3石を越えたのが1956年(昭和31)以降である¹⁹⁾。稲作の生産性の向上は、農民の事業意欲をさそい、畑作にも変化が生じ始めた(第2図)。1953年(昭和28)に山浦地方が「八ヶ岳山麓集約酪農地域」に指定されたこともあって、戦後入植した開拓集落を中心に乳牛が増加し、第3期へと移行していった。既報第2図²⁰⁾に示した中新田の農業的土地利用は第2期末の状況を示している。これによると、水田は集落内の5本の配水路に沿って分布しているが、飲用水を主目的とする白山川沿いにはほとんど分布していない。各配水路間の尾根部にあたる場所は、山林原野と桑園がまだかなり分布している。この農業生産がかなり多様化した1963年(昭和38)には、集落の農業収入の



第2図 中新田の野菜出荷量の変化

資料 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」による
諏訪統計事務所「中新田資料」

全体の41.8%を米がしめ、野菜32.7%、養蚕17.2%、酪農8.3%(収入総額15,740万円)である²¹⁾。

第3期の大きな特色として注目しておかなければならないことは、農業的土地利用と直接的に結びつかないが、労働力の商品化するなかで兼業化が増加していることである。兼業そのものは古くから行われていて、それは冬季間の杜氏、海苔の乾燥、寒天作りなどへの出稼であった。

最近の専業兼業別農家数をみると、第2表のようである。同表によると、専業農家が急激に減少し、第2種兼業農家が増加している。

第2表 中新田の専業兼業別農家数の変化

年次	総戸数	総農家数	専業	第一種兼業	第二種兼業	非農家
1965(昭和40)	334戸	318(95.2)	58(17.4)	189(56.6)	71(21.3)	16(4.8)
1970(昭和45)	330	308(93.3)	25(7.6)	190(57.6)	93(28.2)	22(6.7)

資料 世界農林業センサス集落カードによる

()内は総戸数に対する%

II 耕地の利用状況と用水需要との対応

村立てから昭和初期においては、まず畑を開

き、その後農業用水の確保を待って開田する農業が展開されてきたものと推察される。1668年(寛文8)の「御訴申口上之趣」²²⁾によると「…

前略…、又、あけせきハ八右衛門鹿山ニ節々参候時、瀬き（堰）道ヲ見立、加兵衛と相談仕御奉行様へ申上候得ハ、則御人足被下、せき成就仕候、就夫立沢之瀬き、やなかはの瀬き出来仕、原山無御座米御年貢相納申候、……」とあり、堰（用水路）の開削をまって稲作が行われるようになった。この用水確保の過程を通して、農業用水の利用・確保に関する申合せがなされるとともに、村役人主導のもとに村落構成員すべてによる共同作業によって用水確保がなされていたと考えられる。これ以降、明治期の農業経営を適確に示す資料は現在までのところ発掘されていないが、その後相当へだたった1891年（明治24）から深山地区の開墾が始まり、各農家とも田畑面積の拡大につとめた。しかし、この地区には用水利用上の厳しい制限が設けられたため、地区全体で201町3反弱の面積がありながら、開墾されたのは水田21.3町歩、畑7町歩にすぎなかった。

一方で、この時期には養蚕が全盛期をむかえ、集落内のほとんどの農家が養蚕を行っていたが、とくに水田所有面積の少ない農家では、畑を小作することによって桑を栽培し、養蚕に力を注ぎ、その蓄積を水田の購入にあてていた。1970年度中新田区長からの聞き取り調査によると、この当時、分家する際には畑3反歩、水田1反歩を分けてもらい、養蚕による蓄積を水田増加のために投資するという方法をとるのが一般的な分家の方法であったといわれている²³⁾。

以上のように、近世から昭和初期においては各農家とも稲作を農業経営の中心に置いていたといえるのである。このような状況にあっては、農業水利は集落全体の経済基盤を支える重要なものとして認識され、集落全体を統率する規範としての慣行に従った農業水利が行われている。

昭和10年代から1960年（昭和35）までの水田の内延的拡大の時期には、先きに触れた「委託苗代」から「折衷苗代」へ、さらに「ビニール苗代」へと育苗技術に進歩がみられ、この結果

として中新田における春先の水田作業期日に大きな変化が生じた。すなわち、これらの稲作の技術改良が、米の収量の安定と増大をもたらしたとともに、農業水利の管理運営面における水田作業期日の変更（札立期日の早まり）や、育苗技術の発達による苗止規制の弱化に作用し、米の収量増大による開田要求の増加が農業水利面における無断開田を増加させるなど従来の慣行の無視が目立った。

1960年以降、農家は稲作を農業経営の中心としていて、野菜栽培・酪農は増加しながらも養蚕に代わる農家経営の補助的生産として行われていたにすぎない。このような状況にあっては農業水利慣行に大きな変化は生じないはずであるが、このような内生的要因に加え、1960年代以降から農業経営とは直接的に結びつかない労働力の商品化が顕著な現象となり始めた。中新田では冬季間の余剰労働力の燃焼としての兼業は古くから存在したが、1960年代以降の兼業は恒常的なものである点に特色を有し、それだけに稲作経営に構造的な影響を及ぼしている。1966年（昭和41）の各種兼業の労働力をまとめると、第3表に示すようである。同表によると、

第3表 1966年（昭和41）の中新田の兼業労働力

兼業種	(1)世帯主 (2)後継息子	(1)の妻	(2)を除く 息子、娘	合計
冬期出稼	95人			95人
日雇・臨時工	24	12人		36
給与（通年）	36		10人	46
自営業	27	5	2	34
合計	182	17	12	211

資料 原村役場の税務課資料による。

各兼業種とも農家の基幹労働力である世帯主や後継息子、それらの妻が大部分（94.3%）をしめている。また、通年的な兼業は37.9%をしめるようになっている。このような状況になると、区民全員の共同作業を基礎としている農業水利の管理運営上の慣例は変更されざるをえなくなる。すなわち、各種共同作業に出不足

払いを認めたり、請負制を導入してこの管理運営の労働力の不足という事態に対処するとともに、用水利用上の規制、入水期日の指定が弱められ各農家の要求を認めるようになるのである。

III 農家の階層性と農業水利慣行に対する各農家の意識変化

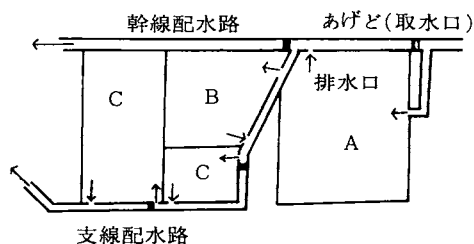
中新田において、各農家の所有耕地面積にある程度の較差が生じるのは、さきに記した第2期からで、その主因は自力開田競争と養蚕による資金蓄積に基づく耕地兼併にあったと推察される。第4表によれば、大部分の農家(86.5%)

第4表 1938年(昭和13)の中新田における農家の所有耕地面積別農家数

耕地面積	水田	畑	田畑合計	%
0	36戸	21戸	13戸	4.6
5反未満	129	146	87	30.8
6～10反	64	77	67	23.7
11～20	34	36	77	27.3
21～30	15	5	15	5.3
31～40	4		13	4.6
41～50	3		5	1.8
51以上			5	1.8
	282	282	282	100.0

資料 中新田区役所蔵「昭和13年中新田土地名寄帳」による。

は田畑合計2町歩未満である。土地の著しい集積はみられず、最大の農家で水田4.6町歩、畑3.0町歩の計7.6町歩である。また、耕地を全く所有しない農家の割合は4.6%と小さい。このように中新田は自作農層がほとんどをしめ、地主・小作関係も少ない集落である。とはいえ、用水利用上では農家の階層に対応した利水上の優劣のあることを窺い知ることができる。いまこの点にしばって、自作農層を中心とする集落で個々の農家が用水利用上どのような土地所有をしていたかをみるために、配水路と水田との形態的関連から第3図に示す三つの類型に水田を分類した。すなわち、A型は1枚の水田のために幹線配水路に一つの取水口(あげど)をもつ

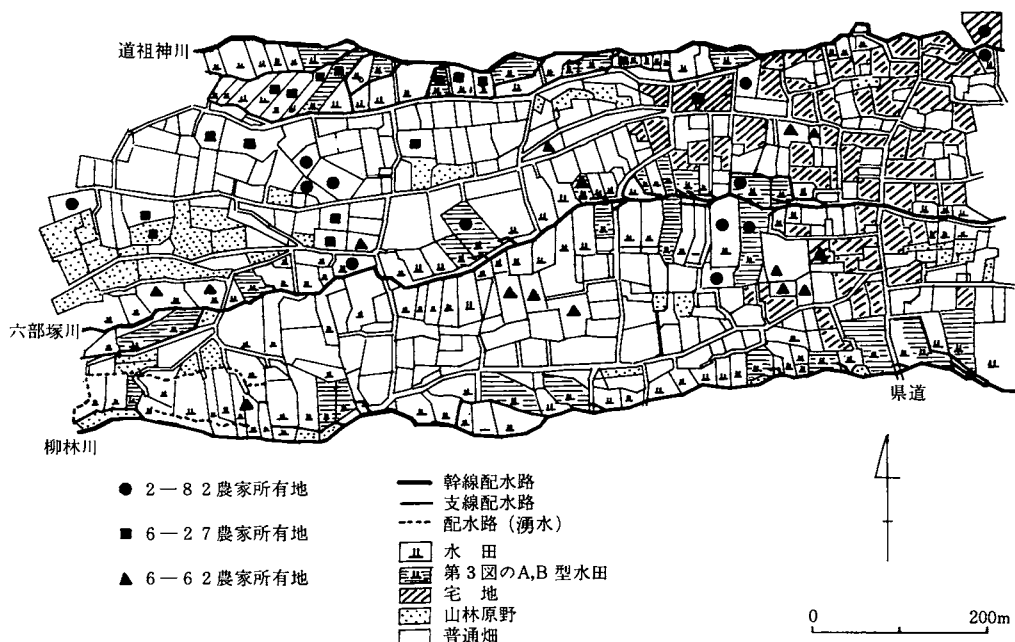


第3図 配水路との関連からみた水田類型

ている。B型は何枚かの水田が共通の取水口をもつ支線配水路の最上流部に位置している。C型はA、B型以外の水田である。灌水するためには、A型では配水路から直接的に取水でき、配水路に用水があるかぎり自由にできる。B型もほぼこの条件に等しく、とくに用水不足の際には有利に灌水することができる。この配水路との関連から土地所有の例をみたのが第4図である。本図は中新田集落内で最も古くから開発された字家前、古屋敷地区について1938年(昭和13)の土地所有状況を示してあるが、これは明治10年代(地租改正時)に作図され、その後の地目変換、分筆、合筆についての修正が書き加えられている「地籍図」と「一筆ごと土地名寄帳」²⁴⁾をもととして集落全体の土地所有を1筆ごとにみたものの一部分である。本図に示されるような土地所有は、深山地区を除いた²⁵⁾中新田集落全体にみることができる。

三つの農家とも第4表でみた所有耕地3町歩以上に属する農家(以後自作農上層という)である。各農家の所有耕地とも分散しているが²⁶⁾、1箇所に2～3筆ずつまとまった団地として所有している。水田所有をみると、各団地にA型水田を所有していることがわかる。この事実は次の3点と結びついていて、中新田では自作農上層に有利な農業水利が行われてきたことを示す。すなわち、

1. 新田開発が集落内の水の得やすい場所から始められたこと
2. 他地域から導水されてきた用水が自然の沢(水の得やすい場所)を配水路に使って



第4図 中新田の農地改革以前（1938年）における自作農上層の土地所有の例

流下させられたこと

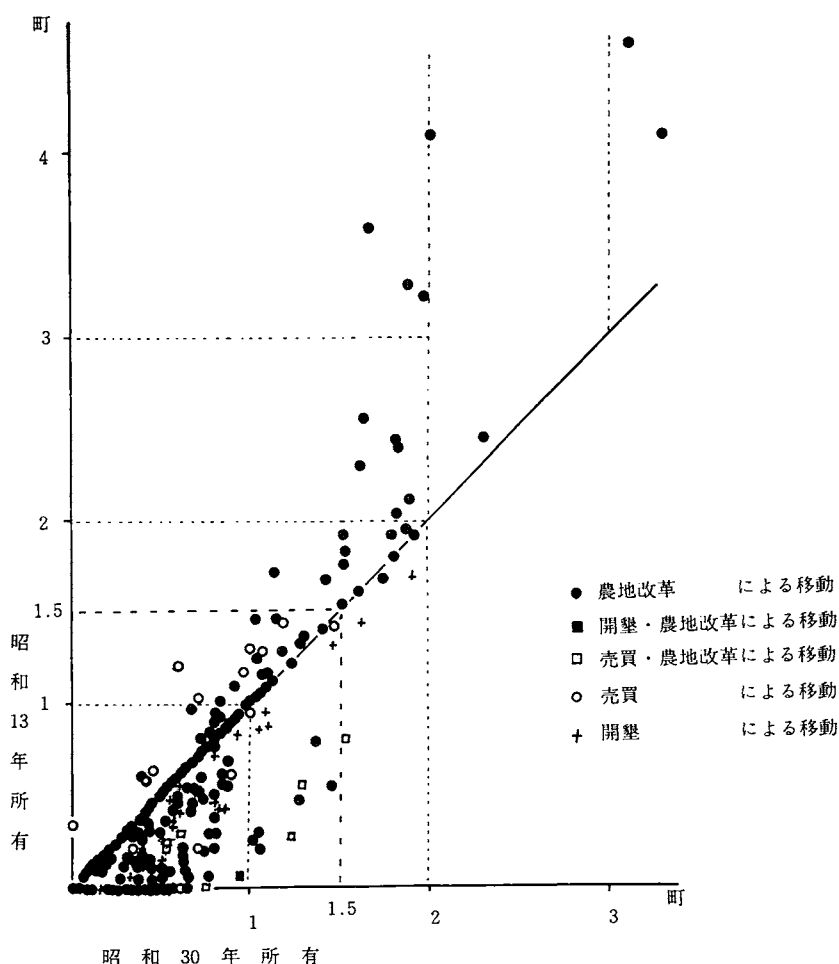
3. 自作農上層にあたる農家がいずれも古くからの開発者や草分け者であることである。

このような階層構成と関連した農業水利の在り方が、戦後の土地所有の改革である農地改革の影響をどのように受け、さらに、1960年以降顕著なものになってきた農業経営の多角化によって、どの程度の影響を受けているかについて触れなければならない。

まず、農地改革の影響についてみることにする。中新田の農地改革は地主主導型で推進され、集落全体で自作農地売渡しは水田 27.7 町歩、畑 18.7 町歩、合計 46.4 町歩で、これは集落の全耕地面積 (344.2 町歩) の 13.5% にあたる。また、各農家についてみても、集落内で一番多く農地買収をうけた農家で水田 2.1 町歩、畑 7 反歩、合計 2.8 町歩である。この農家は買収前に水田 3.9 町歩、畑 1.4 町歩を所有していたので、解放後でも田畑合計 2.5 町歩を所有している。また、

一番多く売渡しをうけた農家では水田 8 反歩、畑 1 反歩、合計 9 反歩で、改革前の所有水田 2 反歩、畑 1 反歩を合せて、田畑合計 1.2 町歩の耕地所有者となっている²⁷⁾。このような農地改革の状況を集落全体についてみたのが第5図である。同図によると、全体としては改革前の所有水田 0～5 反の農家が、改革後には 3～10 反歩の水田を所有する農家へと変化している。1.5 町歩以上所有していた農家はいずれも売渡しによって面積は減少しているが、依然として自作農上層としての地位は変化していない。さらに、水田 1.5 町歩以下所有の農家では 1938 年 (昭和 13) から 1955 年 (昭和 30) の 18 年間に開墾や購入によっても水田を増加させているものが多数みられる。

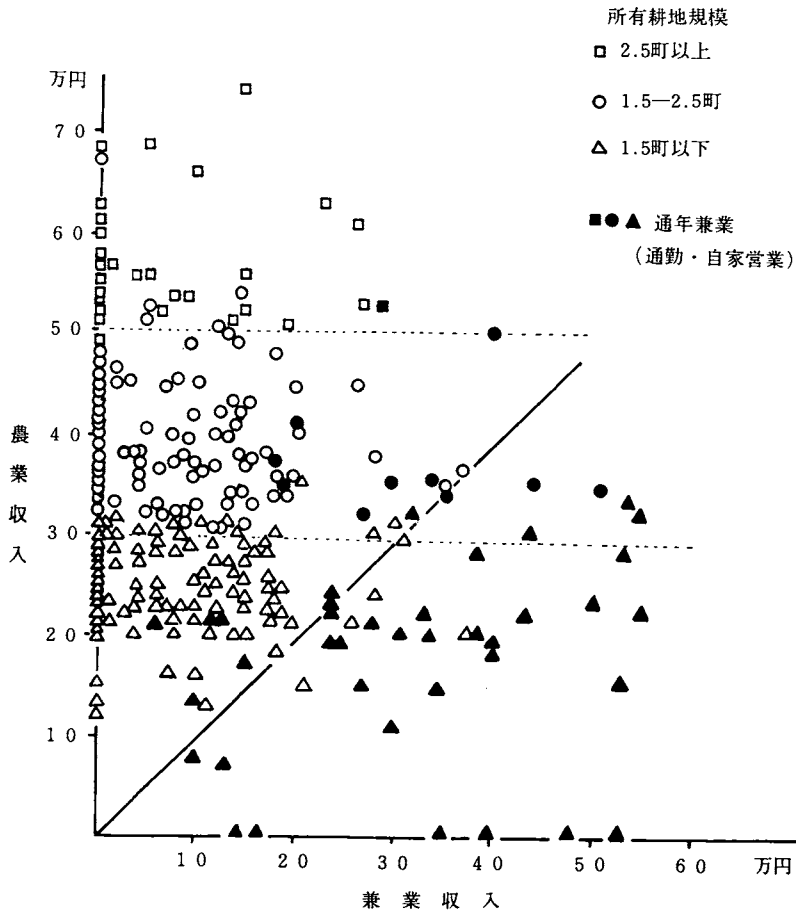
畑についても、水田と同様な傾向がみられるので、中新田においては農地改革は自作農創設にはある程度効果があったが、階層構成の根本的な転換までには至っていないと結論づけることができる。



第5図 中新田の農地改革前後の各農家の耕地所有規模の移動（水田）
資料 中新田区役所蔵「昭和13年中新田土地名寄帳」による

つぎに農業経営の多角化との関連からみてみることにする。稲作を集落の経済基盤の支柱に置きながらも、1960年（昭和35）以降には野菜栽培の増加、兼業化などによって農家経営の多角化がめだってきている。これを多角化がかなり進んだとみられる1967年（昭和42）の各農家の収入についてみたのが第6図である。同図によると、農業収入の大小は土地所有規模と対応していて、所有耕地2.5町歩以上層では農業収入が約50万円以上となり、1.5～2.5町歩層で

は30～50万円となり、1.5町歩以下層では10～30万円となっている。このように農業収入は依然として土地所有規模と対応していて、野菜栽培、酪農の導入による階層間の変化はみられない。農業収入に比較して、兼業収入は土地所有規模の小さい農家ほど大きい。所有耕地1.5町歩以上の農家では兼業収入が農業収入をうわまわる農家（第2種兼業）はほとんどみられない。所有耕地1.5町歩以下の農家では通勤、自家営業などの恒常的兼業収入が農家収入の半分



第6図 中新田の戸別総収入（1967年）
資料 原村役場の税務課資料による

以上をしめている農家が多数（1.5町歩以下所有農家の3分の1）みられる。所有耕地1.5町歩以上の農家には農閑期の臨時的兼業（冬季の出稼、臨時工、日雇人夫など）によって農家収入を増加させているものが多いが、基本的には農業生産に専念しているといえる。

以上から、自作農層の農業水利に対する意識変化が生じるのは、農地改革以降であると推断されよう。第5表は、この意識変化を農業水利の管理運営にあたった役員の階層別出自から類推することを意図として作成されたものであ

る。同表によると、1877年（明治10）から1925年（大正14）までは、ほとんど自作農上層と一部自作農層が就任している。そして、1937年（昭和12）以降になると、自作農上層のほかに自作農層が多く参画してきている。さらに、1950年（昭和25）以後になると、戦前に自小作農層であったC層、小作農層であったD層の参画もみられるようになってきている。本表をみる限りでは各役員の重任はみられないが、年次を追ってみると、2～3年の重任がかなりみられる。すなわち、以前自作農上層の主導のもとに行われて

第5表 明治以降の中新田の農業水利の管理運営役員とその階層

年次	特別事項	区長	水利委員				水代委員				
1877 (明治10)	堰改修	3—77	A								
1878 (" 11)		2—47	A								
1891 (" 24)		4—42	A								
1893 (" 26)		3—27	A								
1914 (大正3)	深山開田	4—35	A	4—42	A	2—12	A	2—97	A	2—82	A
1915 (" 4)				6—27	A	3—13	B	3—57	A	1—52	B
		5—49	B		2—97	A	3—62	A	6—9	A	
		3—48	B	2—82	A	6—20	B	2—47	A		
1925 (" 14)		3—75	B	5—49	B	5—50	A	2—12	A	6—62	A
				6—47	B	6—32	B	3—57	A		
1937 (昭和12)	大 渴 水	2—47	A	1—44	B	3—75	B	6—27	A	6—20	B
1943 (" 18)	戦時体制下	4—14	A	4—32	A	4—41	B				
				4—42	A	2—3	B	6—50	B	4—62	B
				2—47	A	1—79	B				
1950 (" 25)		2—41	B	4—42	A	3—55	B	5—81	B	1—81	B
				4—32	A	3—65	A	2—15	A	5—91	C
				5—75	C	5—56	C				
1955 (" 30)		3—27	A	3—65	A	6—27	A	2—15	A	3—52	A
				1—52	B	1—27	B	2—58	B		
				2—41	C	5—52	C				
1960 (" 35)	区内全域	5—37	B	2—15	A	2—58	B	4—35	A	5—62	A
				5—39	B	5—31	B	1—93	B		
				2—45	C						
1965 (" 40)	の開田	5—39	B	2—82	A	6—62	A	2—97	A	2—52	B
				4—12	B	1—13	D				
				3—38	C						

資料 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」「昭和13年中新田土地名寄帳」による

農家番号の後のA, B, C, Dは1938年における各農家の階層を示し, A: 自作農上層(所有水田15.1反以上), B: 自作農(5.1反~15.0反), C: 自小作(1.0~5.0反) D: 小作(所有水田なし)である。

いた農業水利の管理運営の面に, 自作農化したこれらC層, D層も積極的に参加し, 各農家の農業経営に適合的に用水利用を行い, また, 自家の農業経営の実状に合わなくなりつつある従来からの慣行を改めようとしてきているといえる。

この農地改革によって自作農化したC層, D層(改革後の所有耕地1.5町以下の農家)もやがて自家の農家経営に恒常的兼業を加えることとなったが, 農業水利と結びついた農業生産, すなわち, 水田経営と兼業との関係をみると, 土地所有規模と兼業との関係とは異り, 第6表に示されるような関係がみられた。同表によると, 1967年(昭和42)の開田規約発効前の1961

年から, 1965年の5年間に開田申請は32件, 36.7反歩余りがあった。この開田申請32件のうち, 9件を専業農家で占め, 出稼, 日雇の臨時的兼業農家も含めると19件となる。しかし, 恒常的兼業農家である給与所得者や自家営業者にも9件の開田希望者がみられる。このように, 従来からの慣行によると新規開田が困難な状況にありながらも開田を希望するものが多数存在するということは, この時期の中新田の各農家の農業経営の実態を示している。すなわち, 水田経営については中新田の各農家とも規模を縮小するものはみられず, かえって兼業収入を水田の増加と農機具の購入などに投下しているのが

第6表 1961年から1965年における中新田の開田者

年次	開田申請件数	専業農家	出稼	日雇	給与(通年)	自家営業
1961 (昭和36)	13件 20反	3	3	1	4	0
1962 (" 37)	4件 4.3反	2	1	0	1	0
1963 (" 38)	12件12.4反	3	4	1	3	1
1964 (" 39)	1件	1	渇水のため開田なし			
1965 (" 40)	1件	払沢区民				
1966 (" 41)	区による計画開田の開始					

資料 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」による

注 本表の数には実際には開田が不許可となったものも含む

実状である。

このように稲作栽培を村落の経済基盤の支柱にして発展してきた中新田においては、農業水利の管理運営に関する各農家の階層による要求の相異を表面化させることなく、「生活空間」としての農村社会の機能的統一体であった慣行が変質したのである。そして、この変質は日本経済の発展という外生的な経済要因のほかに、

1. 地域内に開田余地が存在した
2. 用水管理の合理化によって用水に余裕が生じた
3. 稲作が最も安定した収入をもたらすものである

などの内生的な要因によってもたらされたのである。

お わ り に

中新田の社会経済活動のあり方を永きに亘って規制してきた農業水利慣行それ自体、決して不変なものではなかった。その変質状況を大雑把にまとめたのが第7表である。すなわち、近世後半から昭和10年代(第1期)までは、地域の自然条件に適応した用水利用・管理運営方法に関する申合せを内容とした慣例ができあがるとともに、この慣例に従って、農業水利が行われている。集落内における個々の農家の農業水利に対する要求は一樣のため、集落を単位とした農業水利の競合・調整の体系となっている。昭和10年代後半から昭和40年まで(第2期)は各農家経営のなかに生産力の差異が生じるが、それは自作農上層は稲作を農業経営の中心とし、中・下層農は養蚕による蓄積の稲作への

第7表 中新田の農業水利慣行

	第 I 期	第 II 期	第 III 期
	近世—昭和10年代	昭和10年代後半—昭和40年	昭和40年以降
A 水利施設 B 用水路 井掛り集落 集落間分水割合 C 管理運営(堰元)	形成………固定	同 左	同 左
D 集落内の管理運営 業務担当者 具体的業務	集落内業務の一環 区長・水利委員・水代委員 共同労働	同 左 同 左 請負制導入・出不足払いの承認	同 左 同 左 水利委員だけの出役
E 用水利用 現 象 規 制 変 化		無断開田者出現 制約厳しくなる 稲作作業の早期化	計画開田 再編成 自由な用水利用

投資という形で生じている。この生産力の発展の差が農業水利に対する個々の農家の要求の相異となり、無断開田者の出現をみたり、一部共同労働によらない管理運営上の業務もでてくる。しかし、この期の農業水利慣行の変更は個人的に行われるものが多く、集落全体としては依然として従来からの慣例にもとずいた農業水利慣行が継続している。これが昭和 40 年以降（第 3 期）になると、各農家間における農業水利に対する要求の差異が顕著となる。この要求の差異は上層農が依然として稲作に農家経営の中心を置いているのに対し、中・下層農が農業的土地利用とは直接的に結びつかない兼業化に農家経営の中心を置きながらも兼業化の蓄積を稲作に投資することによって生じている。この要求の差異が強くなり、各農家が比較的自由に農業水利を行えるように従来からの慣例が全集落的な規模で再編成されている。

本報では、なお、農業水利慣行の変質に対応した中新田住民の生活行動の空間領域の把握が欠けている。これについては、最終報にあたる第 3 報で詳しく言及することにする。

注

- 1) 山口守人・五味武臣：農業水利慣行と生活空間(第 1 報)、熊本大学教養部紀要、人文科学編、第 11 号、P 15～23、1976 年
- 2) 中新田区制の第 14 条に「冬期用水三川(柳林川、道祖神川、稗田沢川)平均ニ流通セシムル可、水番ハ毎戸無給ニテ順次ニツトメ、時宜ニヨリ、立場又ハ払沢分口ヘイクトキハ、金七銭ヲ支給ス」とあり、防火・飲用水の確保をとくに義務づけ、この費用も所有耕地面積に関係なく、各戸平均割合(戸数割という)となっている。
- 3) 1937 年(昭和 12)に、立場堰の修繕を集落内の一農家が請負っているのが初見資料である(中新田年代記第 4 巻)
- 4) 1955 年(昭和 30)1 月の区総会において、各作業ごとの日当額が決められ、直接労力を提供する者と労力を提供せずにその賃金を支払うものが認められている。
- 5) 水利費は受益面積に割当てられるため、各農家の負担は所有水田面積の大小によって決定されることとなる。
- 6) 植付本数の制限、区内全域の田植が完了するまで稲苗の区域外への持出し禁止、1945 年の例にみられるような稲苗確保のための労働力の強制徴収などがあった。
- 7) ～10) いずれの記録も中新田篠原八右門氏蔵文書「承応三年検地目録」、「享保拾六年検地目録」、「享和元年検地目録」、「安永六年畑直検地目録」である。
- 11) 中新田篠原八右門氏蔵文書「明和八年(1771)一札」による。
- 12) 中新田区役所蔵文書「中新田年代記」第 1 巻地祖調べの項より筆者集計。
- 13) 長野県：長野県町村誌南信篇、名著出版、P 3355、1973 年
- 14) 明治 13 年の 109 項米相場の欄に「玄米貳駄ニ付、拾九円前後」の記載がみえる。
- 15) 明治 33 年の養蚕統計の項に「夏蚕掃立戸数 129 戸、掃立枚数 239 枚、上繭 1851 貫、1 石 40 円、玉繭 185 貫中繭 114 貫」の記載が初見である。
- 16) 宮沢志一：長野県諏訪地方農業の構造、信濃、17—1、P 357～367、1965 年
- 17) 前掲 12) 第 3 巻大正 11 年の項による。
- 18) 前掲 12) 第 3 巻昭和 9 年の項による。
- 19) 市川健夫：八ヶ岳山麓の土地利用と農業経営、地理学評論、36—4、P 220 の第 4 表による。
- 20) 前掲 1) の P 19 に掲載
- 21) 前掲 12) 第 7 巻昭和 38 年の産物の項より筆者集計。
- 22) 中新田区役所蔵文書「寛文八年御訴申口上之趣」による。
- 23) 事実、1938 年に分家した森山氏の話によると、分家の際に水田 1 反歩、畑 3 反歩を分けてもらい、水田は自家消費米を作り、畑にはすべて桑を植え、春蚕、夏蚕、晩秋蚕の年 3 回を掃立て、その収入によって終戦までに水田を 5 反歩に増したという。
- 24) 両資料とも中新田区役所蔵
- 25) 深山地区は明治後期以降の開発地区であり、既得用水を利用した開田が禁止されていたことと、個人への分割が抽選によってなされたためである。
- 26) 危険分散の意味で標高の異なる集落西端、中央部、東部にそれぞれ団地をもっていた。土地所有図で確認したところ主として自作農上層にこの分散傾向がみられた。
- 27) いずれの数値も、中新田区役所蔵「昭和 13 年中新田土地名寄帳」の記載から筆者集計。